

# NPO 人にやさしい色づかいをすすめる会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「NPO 人にやさしい色づかいをすすめる会」とする。

(所在地および事務局)

第2条 この会の所在地は代表の住所地とし、そこに事務局をおく。

(目的)

第3条 この会は、色覚の多様性に配慮した色使いを推進することによって、より多くの人に正しく情報を伝えることができる、人に優しい社会を作ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 この会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) カラーユニバーサルデザイン(以下 CUD と称す) の知識および手法の共有に関わる勉強会活動
- 2) CUD 普及・啓発・推進に資する講演会、講習会、見学会やシンポジウム等の企画に関わる活動
- 3) CUD への改善提案に関わる活動
- 4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 会員は、この会の目的に賛同して入会した個人および団体とする。

- 2 入会には、入会申込書を事務局に提出し、代表の承認を得る必要がある。また、会員は退会届を事務局に提出し受理されれば、いつでも退会することができる。
- 3 この会の秩序に反し、会の名誉を著しく傷つけた者については、除名とする。また、2 年会費を滞納し、そのうえ会からの連絡に一度も応答しない者については、会員資格を停止する。世話人はこれを確認し、世話人会で承認する。
- 4 会員は、一般会員、学生会員、企業・団体会員の 3 種とし、それぞれ次項に定める金額を年度ごとに会費として納入することとする。ただし、一般会員および学生会員として 10 月 1 日から翌 3 月 31 日の間に入会した場合は、半額とする。なお、学生とは、学校教育法に定められた学校および専修学校等に通う者を指す。
- 5 会費は次の通りとする。
  - 1) 一般会員 2,000 円
  - 2) 学生会員 1,000 円
  - 3) 企業・団体会員 2,000 円以上(1 口を 2,000 円、1 口以上とする)
- 6 会員は、団体所有の資産について持分を主張したり、分割請求することはできない。

(世話人と世話人会)

第6条 この会に次の世話人をおく。

- 1) 代表 1 名
- 2) 世話人 複数名
- 2 世話人は、会員の中から立候補または推薦により決める。
- 3 代表および世話人の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 代表および世話人は、総会で決定された年度活動計画に基づき、その円滑な執行のために世話人会を組織し、必要に応じて随時集会をもつ。

(会計)

第7条 この会の経費は、会費、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

3 会計は世話人会が担当し、世話人会はその収支決算を毎年1回、総会において報告しなければならない。

(会計監査)

第8条 この会に会計監査をおく。

2 会計監査は1名とし、代表より委嘱する。

3 会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会計監査はこの会の会計を監査し、その結果を毎年1回、総会において報告する。

(顧問)

第9条 この会に、団体の運営や専門的な理論・技術を要する分野に関し、適切な助言および指導を行う顧問をおくことができる。

2 顧問は若干名とし、代表が顧問契約書において、それぞれ必要な事項を定める。

3 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 この会は、毎年1回、会員の意思決定の場である総会を行う。総会では、下記の事項について議決する。

1) 前年度の活動報告および決算に関する事項

2) 新年度の活動計画および予算に関する事項

3) 代表および世話人の選任等に関する事項

4) 会則の変更に関する事項

5) その他、この会の運営に関する重要事項

2 総会は、委任状を含め会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 総会の議決は、出席者(委任状も含む)の3分の2以上をもって決する。

(その他)

第11条 この会則の細則および申し合わせ等については、世話人会が暫定的に決定し、それを総会において報告・審議する。

第12条 この会のロゴマークの使用については別途定める。

附則

この会則は2015年2月28日より施行する。

附則

この会則は2016年4月10日より施行する。

附則

この会則は2017年4月23日より施行する。

附則

この会則は2018年4月28日より施行する。

附則

この会則は2019年4月27日より施行する。

附則

この会則は2020年4月26日より施行する。